

四日市市告示第 10 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和 6年 1月16日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 削除区間幅員	追加区間延長 削除区間延長	備考
		区域変更後起終点	変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更前延長 変更後延長 (m)	
1	三重橋垂坂線	三ツ谷東町4786 みゆきヶ丘二丁目1504-96	14.0~33.1 -	611.6 -	区域を変更する 延長を変更する 幅員を変更する
		大字羽津字古新田2731-1 みゆきヶ丘二丁目1504-96	4.9~21.5 4.9~33.1	3,081.3 3,692.9	
2	霞ヶ浦12号線	大字羽津字古新田2801-2 大字羽津字古新田2694	4.0~31.7 2.7	188.7 170.1	区域を変更する 延長を変更する 幅員を変更する
		大字羽津字古新田2801-2 大字羽津字古新田2708-1	3.3~4.0 3.3~31.7	469.7 488.3	